

山形の

令和7年度

うまいものの商品開発

支援事業費補助金

申請期限

10月10日(金)

1. 申請要件

※詳細は、「交付要綱」及び「公募要領」をご覧ください。

事業者要件	<p>1. <u>山形県内に主たる事業所を有すること</u> 2. 次のいずれかの事業者であること (1) 農林漁業者 (2) 農林漁業者又は農林漁業者の委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者 (3)(1)又は(2)と連携する卸売業者又は小売業者</p> <p>※過去3年以内に2回以上「山形のうまいものの商品開発支援事業費補助金」または「山形県県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金」の交付決定を受けている場合は補助対象外となります。</p>
商品要件	<p>1. <u>原材料に県産農林水産物を使用すること</u> 2. 補助金の交付決定後、<u>令和8年2月27日までに商品を完成</u>（試作品の完成又は販売までをいう。）すること ※交付決定前の商品開発（事前着手）は認められません。 3. 商品の最終製造（実施主体が卸売業者又は小売業者である場合は、商品の委託製造）を<u>県内で行うこと</u></p>
事業計画要件	<p>(1) 農林漁業者の場合 <u>補助事業完了後3年目の商品の販売額が、現状と比較して1.2倍以上になる事業計画であること</u></p> <p>(2) 食品製造業者 又は (3) 卸売業者又は小売業者の場合 <u>補助事業完了後3年目の商品の販売額が、補助事業完了後2年目と比較して1.2倍以上になる事業計画であること</u></p>
その他要件	<p>1. <u>山形県地域型食品企業等連携促進事業における地域コンソーシアムに参画し、研修会、専門部会及び相談会への参加を通して食品企業等と交流を図るとともに必要な助言・指導を受け、事業計画の改善を図ること</u> 2. 補助金を受けて完成した商品について、山形県知事の指定する<u>コンテストに出品すること</u></p>

2. 補助金の額

補助対象経費の1/2に相当する額（上限50万円）

ただし、既存商品のパッケージの改良のみの場合は上限20万円

補助対象経費

(1) 研修費

(2) 調査検討費

(3) 新商品開発費

講師に支払う謝金・旅費、会場使用料、通信運搬経費、資料運搬費、消耗品費

市場調査にかかる公共交通機関利用料金・宿泊費等・他社商品購入費・通信運搬費・消耗品費、研修受講費、市場調査を委託する場合の委託料

技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料

3. 申請の流れ

【交付要綱】及び【公募要領】
その他詳細はこちらから



(1) 申請書類の作成

- ①事業計画書の提出文書（公募要領：様式第1号）
- ②事業計画書（交付要綱：様式第1号）
- ③製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
- ④その他計画の説明資料（任意様式）
- ⑤環境保全型農業により生産された県産農産物を使用する場合は、認定証の写し

(2) 地域コンソーシアムにおける事業計画の改善について

申請に当たっては、事前に令和7年度山形県地域型食品企業等連携促進事業における地域コンソーシアムに参画し、コンソーシアムで開催される研修会、専門部会及び相談会への参加を通して食品企業等と交流を図るとともに必要な助言・指導を受け、事業計画の改善を図り、その改善内容について、事業計画書に記載してください。

地域コンソーシアム参加事業者の募集は令和7年7月を予定しております。募集を開始しましたら県ホームページにその旨掲載いたします。

（令和7年度の予定）

- 7月 地域コンソーシアム参画事業者募集開始
研修会（持続的な食料システムの確立に向けた連携・協調の意義等の講義）
- 8月 専門部会①（食品ビジネス創出に向けた意見交換 等）
- 9月 専門部会②（食品ビジネスのブラッシュアップ 等）
- 10月 相談会（食品ビジネスの創出に取り組む事業者を対象にした支援機関等の専門家による相談会）

(3) 申請書類の提出

- 提出先 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号
山形県 農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 【担当】門傳
電話番号 023-630-2560
メールアドレス ynosansui@pref.yamagata.jp
- 提出期限 令和7年10月10日（金）

(3) 事業計画審査

提出された事業計画について、県が設置する審査会において審査を行い、
令和7年度予算の範囲内で事業計画の採択または不採択を決定します。

審査の結果について、11月上旬（予定）に申請者住所あて郵送で通知します。

※審査会では、事業計画内容の具体性、販売戦略、県産農林水産物の普及拡大及び地域への波及効果等を総合的に審査します。

※審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じかねます。

(4) 交付申請書の提出

採択の通知を受け取った事業者は、交付要綱に基づき補助金の交付申請書を提出してください。

提出された交付申請書に基づき、補助金の交付決定を行います。

※提出書類、提出期限等については採択の通知を受け取った事業者にお知らせします。

4. 交付決定後



お問い合わせ先
農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課
販路開拓・食ビジネス推進担当 門傳
電話番号：023-630-2560
メール：ynosansui@pref.yamagata.jp